

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第26号

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則

新潟県行政財産使用料を定める規則（昭和60年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。				新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。					
区分	使用の種類		単 位	使 用 料 (単位 円)	区分	使用の種類		単 位	使 用 料 (単位 円)
	用途	名 称				用途	名 称		
(略)				(略)					
建物	広告物			(略)	建物	広告物			(略)
	太陽光発電設備			太陽光発電設備を設置する地域の気象条件、当該設備を設置するために使用する建物の現況その他の事情を考慮して別に定める額					
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。